

もとみや まちづくり計画書

安全安心と活力あるまち本宮

だれもが暮らしやすいまち本宮



目次

1	計画策定の趣旨	2
2	地区の概要	2～5
	(1) 人口と世帯数	
	(2) 年齢階層別人口	
	(3) 地区内で活動する主な団体	
	(4) 名所・史跡・公共施設等	
3	地区の現状と課題	5～6
4	地域の将来像	7
	(1) スローガン	
	(2) 本宮地域まちづくり構想	7～10
	(3) 本宮地域まちづくりの重点施策	11～13
5	事業計画 活動テーマ①防犯・安全・防災のまちづくり	14
	活動テーマ②本宮地域誰もが住みよいまちづくり	15
6	資料 1 避難場所等	16
	2 アンケート結果	17～19

1 計画策定の趣旨

本宮地域は、昭和 55 年から仙北西地区区画整理事業、平成 6 年からの盛岡南新都市開発整備事業によって大きな変貌を遂げました。

拠点都市としての基盤整備が進み、業務用地不足、交通渋滞などの課題解決をするとともに、21 世紀を展望した高次都市機能を集積し、現都心に連坦する新市街地の形成が図られたのであります。

しかし反面、地域住民のつながりと支え合いの人間関係は希薄になり、交通事故の多発、24 時間営業店舗によって地域の風紀が乱れるなど、住環境の諸問題が発生してきました。

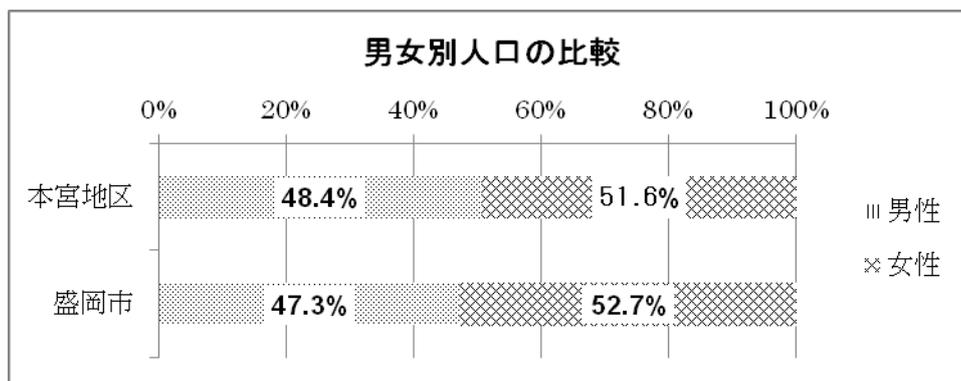
本宮地域協働協議会では、豊かな自然と新市街地の調和を図りながら、魅力ある「安全安心と活力あるまち本宮、だれもが暮らしやすいまち本宮」を目指し、「行政を中心とするまちづくり」から「本宮地域の全員が主役となる、地域住民を主体とするまちづくり」へシフトしながら、行政とより良いパートナーシップを保とうとしています。

地域協働では、地域住民のまちづくりに関心と参加意識を高めることが必要であると考え、地域住民を対象としたワークショップ 5 回、事業企画部会 2 回を開催、地域住民の意識調査を行い、本宮地域まちづくりの方向性と事業計画につなげる施策をとらえてきました。

2 地区の概要

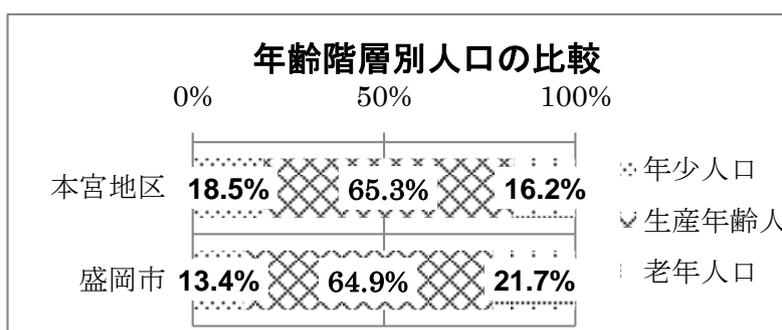
(1) 人口と世帯数 (平成 23 年 9 月末日現在 住民基本台帳)

区分		本宮地区	盛岡市
人口	総数	16,945 人	293,452 人
	男	8,200 人	138,852 人
	女	8,745 人	154,600 人
世帯		7,006 世帯	127,263 世帯



(2) 年齢階層別人口 (平成 23 年 9 月末日現在)

区分	本宮地区	構成比	盛岡市	構成比
年少人口 (0～14歳)	3, 128人	18.5%	39, 371人	13.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	11, 071人	65.3%	190, 288人	64.9%
老年人口 (65歳以上)	2, 746人	16.2%	63, 793人	21.7%



(3) 地区内で活動する主な団体

本宮地区内では、多くの団体が活動しています。

① 町内会・自治会

No.	名称	No.	名称
1	本宮第一町内会	8	下鹿妻町内会
2	本宮二丁目町内会	9	向中野町内会
3	本宮三丁目町内会	10	向中野南町内会
4	大宮町内会	11	本宮東町内会
5	本宮第四町内会	12	鶴子町内会
6	本宮第五町内会	13	道明町内会
7	越場町内会	14	仙北西団地自治会

② 町内会・自治会以外の団体

No.	名称	No.	名称
1	本宮地区老人クラブ協議会	7	盛岡市消防団第12分団
2	本宮地区民生児童委員協議会	8	盛岡盛南地域安全協会
3	本宮地区女性の会	9	盛岡交通安全協会本宮分会
4	本宮地区子ども会育成会連絡協議会	10	街づくり集団ゆいネット盛南
5	本宮小学校 PTA	11	向中野小学校 PTA
6	大宮中学校 PTA	12	

(4) 名所・史跡・公共施設等

名所, 旧跡所在地 大宮神社 盛岡市本宮字大宮 51
主祭神 豊受皇大御神 創建 伝延暦年間 (782-806 年) 例祭 8 月 17 日
主な神事 大宮神楽

大宮神社 (おおみやじんじゃ) は、岩手県盛岡市鎮座の神社である。大宮神楽、多賀神楽で知られる。

延暦年間 (782-806 年)、滝沢郷の高丸という者が朝命に背いたため、桓武天皇の勅命により坂上田村麻呂が征討に向かい、同 21 年 (802 年) にこれを平定、以後岩手郡中野郷に高見館を築いて本城とし、次子綾田麿をこれに置くとともに、当地鎮護の神として伊勢神宮の内外両宮の分霊を勧請したが、当神社はその外宮を「大宮豊受神社」と称したのに始まると伝えられる。また、平安時代に桓武天皇が造立を命じた陸奥国最北の城柵である志波城の鬼門鎮護の神社でもあるという。鈴木氏が代々司る。

明治になって現社名に改称し、郷社に列した。なお、一時盛岡市仙北町の高屋稻荷神社が移転されたが、同神社は故地に復祀されている。

平民宰相と呼ばれた原敬の生家に近く、原も度々訪れている。

文化財 (括弧内は指定の種別と年月日)

盛岡市指定

鱒口 1 (有形文化財 (工芸)、昭和 41 年 (1966 年) 10 月 18 日)

多賀神楽絵額 (たがかぐらえがく) 12 面 (有形民俗文化財、昭和 58 年 8 月 1 日)

大宮神楽 (無形民俗文化財、昭和 46 年 4 月 6 日)

樅 (天然記念物、昭和 47 年 11 月 22 日)

大宮さんさ踊り保存会 (無形民俗文化財 平成 3 年 4 月 1 日)



大宮神社



大宮神楽

公共施設等

- ※本宮児童センター
- ※本宮老人福祉センター
- ※本宮地区活動センター
- ※岩手県立美術館
- ※盛岡市子ども科学館
- ※盛岡市遺跡の学び館
- ※盛岡市アイスアリーナ
- ※盛岡市立病院
- ※原敬記念館
- ※盛岡市先人記念館
- ※中央公園（ドッグラン）
- ※盛岡市総合プール ほか



中央公園内のドッグラン

3 地区の現状と課題

(1) 地域活動の状況

本宮地域は、地域の西側と北側において藩政時代の穀倉地帯の面影を残しており、自然環境に恵まれた地域農業が行われています。一方、本宮地域の南部と東部、中央部は、仙北西地区区画整理事業、続いて実施された盛岡南新都市開発事業による基盤整備と市街地形成が進み、あたらしい都市として大きく変わりました。

このような大規模開発の中にあって、本宮地域の先人は、開発当初こそ動揺をきたしましたが、やがて「盛岡市の発展のためならば」と覚悟を決め、開発に協力をしてきました。藩政時代から培われた地域の絆は今も生きていたのです。

盛岡南新都市開発事業は、平成 25 年度をもって収束することになっています。このときになって、本宮地域のまちづくりはこのままで良いのかという問題意識が発生してきました。本宮地域の将来像を描き、それに伴う地域の課題を浮き彫りにして、その解決を図りながら「明るく住みよい絆のある地域をつくりたい」という声が次第に盛り上がってきました。

このような折、盛岡市は新しい事業として「地域協働推進計画」によるまちづくりを提示いたしました。私どもはこの説明会に何度か出席して検討を重ねました。その結果、町内会長会議の協議を経て、平成 23 年度の「本宮地区町内会連絡協議会」の総会において「協働推進計画」に参加することを決定しました。

モデル地区選定の応募申請には『「安全・安心」の本宮地域、だれもが暮らしやすい本宮地域のまちづくりを推進します。』と執行部の推進構想を述べ、別記、11 団体の参加協力をいただいて推進計画を提出いたしました。おかげさまで、モデル地区に選ばれました。平成 23 年 11 月「地域協働協

議会」を設立、事業を計画したりして、24年4月から本格的な事業・活動をすすめることになっています。

本宮地域住民が起点になって、盛岡市の支援をいただきながら、住民主体のまちづくりをすすめ、多くの課題を解決して、本宮地域の人とまちが輝くまちづくりを推進してまいります。

(2) 地区内の課題

本宮地区は、現段階では高齢化率が市の平均と比較して低い状況ですが、都市開発に伴い、20年前に急激に人口の増加が見られた地区であります。当該地区はほぼ同じような年齢構成となっていることが想定され、数年後には老年人口の割合が急激に増加することが見込まれます。

このため、これまで以上に地域での相互扶助が必要となってきますが、平成23年度に当組織が実施したアンケート調査の結果によれば、近所づきあいを積極的に行っている割合が25.4%と低くなっており、近隣とのつながりを持つような取組みが必要となってきました。

また、先述のアンケート結果によれば、大型ショッピングセンターなどの出店により地区内での買い物が便利となった一方、古くからの商店が減少、“普段着”で買い物ができる店が無くなってきています。

さらに、先の東日本大震災においても、長時間の停電により、マンション住民が避難したり、一人暮らし世帯が燃料や食料の調達に支障を来していたことが明らかになり、地域としてその安否を確認するための方法が定まっていないといった課題も挙げられます。

この度の地域協働の仕事としてこの「地域住民のつながり」「防災体制の構築」を中心課題として取り上げたいと思います。そして、この計画作成は、机上の計画づくりにとどめないで、それぞれの施設・団体・地域で計画的に訓練を実施し、計画やそれぞれの役割がどのように機能したかを厳しく評価し、ふれあい支え合いを日常的に行ってまいりたいと考えます。

「防犯・防災による安全安心のまちづくり」及び「ふれあい支え合いによるだれもが暮らしやすいまちづくり」は、単に防災点検とか避難訓練だけを取り上げることではありません。安全安心につながる地域住民の意識、日頃のふれあい、支え合いの福祉活動、町内会の地域活性化の事業と密接にかかわりをもってくると考えます。

この、「本宮地域の安全・安心、だれもが暮らしやすいまちづくりの計画」が、地域協働のまちづくりの所産として生み出され、本宮地域の地域住民一人一人に理解され、実践行動に移されるならば、本宮地域は安全安心で住みよい活力あるまちとして発展していくと考えております。

4 地域の将来像

(1) スローガン

「安全安心と活力あるまち本宮
だれもが暮らしやすいまち本宮

(2) 本宮地域まちづくり構想

○はじめに

古代中国に「四神相応^{しじんそうおう}」という言葉があります。この意味するところは、北に玄武、東に青龍、西に白虎、南に朱雀の四神が、天に処を得て下界を支配しているということでもあります。そういうところには東に川が流れ、西に道が通り、北には山が存在して南には低地が開けており、そのような地は王城として最適であると言うのであります。

坂上田村麻呂は、803年（延暦22年）に陸奥国最北端に「志波城」を造営しました。そこは、本宮の西北端にも当たる場所でもあります。本宮地域の西に奥羽山脈が連なっています。そこを源とする雫石川は、太古から幾度か流れを変えながら東流し、大河北上川に合流します。この合流地点から西南にひらけた本宮地域は、紫波平野の北端であります。北には秀峰岩手山がそびえ、西には南昌山連峰に沿って道が東西に走り、まさに四神相応の地として、王城の創建にはふさわしいところであると考えます。

○志波城跡と遺跡から半ぶまちづくり

今から1200年余前の803年（延暦22年）坂上田村麻呂によって造営されました。永年の発掘調査によってこの歴史的な伝説が証明され、今は、「志波城跡」として昭和59年に国の指定史跡となっております。

志波城跡は保存のため、昭和61年から城跡の中で最も重要区である政庁、南大路外郭南辺部を中心とする用地取得事業を開始しています。

平成5年からは、復元工事が始められ、まず外郭南門、築地塀、橋が復元、大路、大溝の整備が図られました。今は政庁南門、東西門、政庁築地塀、官衙^{かんが}が復元されております。

貴重な歴史遺産である志波城跡を末永く愛護し、保存活用を図り、地域の発展につなげるため、志波城愛護協会が設立されました。志波城愛護協会を中心とする地域住民手づくりの志波城まつりは毎年開催され、23年は第14回の志波城まつりを盛大に実施しています。

この志波城愛護及びまつりの命運は本宮地域がどのように協力し、どれだけの住民が参加するかにかかっています。本宮の協力推進者はこの危機的状況を感じ取り、計画的、意識的に盛り上げを図ることが必要であります。

その盛り上げの活動として、遺跡の学び館が主催する「志波城跡発掘調査の報告会」、愛護協会が主催する「志波城の講演会」に参加し交流することが大切であります。また、志波城跡で開催する「いにしへの歴史」に触れる各種企画事業に参加することも必要なことと考えます。

本宮地域ではほかに類をみないほどの「遺跡」が発掘されています。これまでに明らかになったことでは、縄文時代、古代の古墳時代から奈良・平安時代。中世の鎌倉・戦国時代。近世の江戸時代などの遺跡が発掘されています。これまでの発掘調査で分かったことを遺跡を見ながら学び、本宮地域の昔の人々の暮らしにふれてみたいものであります。

○本宮地域 誰もが住みよいまちづくり

「盛岡南新都市開発事業」は、北東北の拠点都市を目指して盛岡駅の南に 21 世紀を展望した「新しい生活・創造・交流」空間を創出「盛南シティ」プランであると考えます。したがって、この開発は、産業のソフト化、情報化の進展、国際化、さらには市民のニーズの高度化、多様化といった新しい社会変化に対応できる新市街地を計画的に形成することが目的であると思っております。

盛岡市は、現都心部の一点集中型の都心構造から生じる都心機能上の課題に対処しつつ、魅力ある都心を創出するために、3つの都心を軸上に連坦させることにより、一つではなしえない都市の活力を創出する都市機能の再編をしようとしたわけです。つまり、本宮地域の盛南開発は、既存都市地区及び盛岡駅西口地区をつなぐもので、雫石川を越えて新市街地を形成しようとするものです。

平成 25 年度に収束しようとしている盛岡南開発は、このような新都市開発の構想に合致するものであったかどうか、検証する段階に至りました。開発の成果と開発がもたらした問題点を明らかにしなければなりません。その上で、開発がもたらした効果を本宮地域のまちづくりに活かし、岩手の内外に新しいまちづくりをアピールする事業を展開していきたいと考えます。

- ◇中央公園とシンボルロードを活かしたイベント開催
- ◇街区公園と近隣公園活用の健全育成事業、スポーツ振興事業
- ◇ショッピングセンターの活用とまちづくり交流事業
- ◇自転車・歩行者専用道路の活用とまちづくり事業
- ◇子ども科学館、先人記念館、原敬記念館、県立美術館、遺跡の学び館、志波城など、文化拠点の活用とまちづくり事業
- ◇美しい都市景観を誇る盛岡の新都市にふさわしい、ゆとりと潤いのある魅力的な都市環境を創出するまちづくりを考える
- ◇「緑が文化になるまち盛岡」と言うが、本宮地域の現状と将来像を考えるまちづくり

○高齢者ふれあい支え合いのまちづくり

◇本宮地域においても、65歳以上の高齢者が増え人口の16,2パーセントを占めるようになってきました。また、このような高齢社会の進展に伴い、高齢者の「一人暮らし」「閉じこもり」「介護を必要とする方々」なども年ごとに増加の傾向にあります。

近年、社会経済状況の変化や、少子高齢化が急速に進んできました。また、価値観が多様化する中で、家庭や地域での支え合いやつながりが希薄化し、特に高齢者に上記のような問題が集中的に起きてきたと考えられます。

盛岡市は、このような状況を重視して、「だれもが、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう『自助、共助、公助』を基本に、市民、事業者、行政の協働のもとに、人と人が支え合う福祉コミュニティの実現を目指し「盛岡市地域福祉計画」を策定しております。

この計画では、『ふれあい、支え合い、心を結ぶまちづくり』を基本理念としています。そして、この基本理念の基に三つの基本目標として、①「人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち」 ②「福祉サービスが利用しやすいまち」 ③「みんなが地域活動に参加するまち」を掲げています。

本宮地域における計画の推進に当たっては、市民一人一人の主体的な参加が必要ですが、地域の町内会や民生委員などの事業の企画や実行がなければなりません。

つまり、これにかかわる関係者がそれぞれの役割を担い、協働して共に支え合う中で、福祉を大事にする地域社会を築き、地域福祉を推進することが必要になって参ります。

私どもがこれから進めようとする、「安全・安心のまちづくり」「安全・安心の防災計画づくり」におきましても、考えなければならない課題であります。

◇災害時の支援体制整備が必要

災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、普段からの住民の防災に対する意識の高揚と地域の連帯感が不可欠です。このため、民生児童委員、町内会の会長や福祉部、そして、自主防災隊と協議する必要があります。

「一人暮らし」や「高齢者の安否確認」などの課題は、普段から地域及び町内会でどのような事業を実施し、具体的にどのように活動するか体験を通して学ばなければならないことであると思います。日頃高齢者相互の交流活動をいかに計画的に行うか。地域の高齢者や障害者の安否確認を誰が、だれを、どのように見守るか。災害時にはどうするか。具体的に行動として確認しておきたいと考えます。このための企画と実践を緊急の仕事にしたいと考えます。

盛岡市社会福祉協議会は、『ふれあい・いきいきサロン（地域の寄り合い所）』を提唱しています。希薄化した近隣関係を補い、緩やかにつながる仲間づくりを地域で行っていただくため、この、[ふれあい・いきいきサロン]づくりをすすめるものです。「向こう三軒両隣」の関係を改めて築くためにも、自宅から歩いていける身近な場所に「集いの場」を設ける運動を、町内会ぐるみで本宮地域内各地に展開し、共に支え合いながらみんなで楽しく生活していけるまちづ

くりを目指したいものです。

このサロンづくりは、現在、市内各地域に広がりを見せてきました。本宮地域にも増えております。地域におけるリーダーの出現を期待し、この取り組みを広げていきたいと考えます。

○みんなで創る防犯・安全・防災のまちづくり

◇地域の安全活動は、日頃から関係団体の献身的な協力奉仕活動によって行われておりますことに、「おかげさまで」と深い感謝を申し上げます。

「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」が施行されてから、早くも3年が経過しました。県内の各市町村では、それぞれに特色を生かした「安全で安心なまちづくり」をすすめています。本宮地域においても、子どもの見守り活動や青色回転灯装置車両によるパトロールなど、防犯ボランティアをはじめ盛南地域安全協会の方々による継続的な活動が行われ、「安全で安心な本宮地域づくり」が身近に実感できるようになりました。このことは、「まちづくり条例」の基本理念であります「地域の安全は、地域全体で守る」という自主防災意識を高め、さらには、地域の自主防犯団体が地域安全のためと言う自らを犠牲にした取り組みであると理解しているところであります。本宮地域においても、このような実践活動が展開されております。

しかしながら、全国的には、殺人、強盗、凶悪事件が発生しております。また、子どもに対する声掛け事案や女性に対する性犯罪の増加、さらには高齢者を対象にした新手の振り込め詐欺被害も発生するなど、犯罪は後を絶ちません。本宮地域としましては、地域から犯罪を出さない、地域の治安に対する不安感を一掃するため、地域住民みんなで「安全安心のまちづくり」を推進したいと考え、次の事業を展開したいと考えます。

◇少年の非行防止と保護対策の推進

◇交通事故のゼロ運動

◇子どもの登下校見守り隊活動のネットワークづくり など

「地域の防災は、地域住民で守る」と言われておりますように、この地域住民の生命と財産を守るために私ども住民は、いまこそ、敢然と立ち上げなければならないと考えております。住民一人一人の自主防災意識の高揚とご理解をいただき、すべての町内会・自治会に自主防災隊の結成及び防犯パトロールの強化を図りたいと考えています。

(3) 本宮地域まちづくりの重点施策

○志波城跡と遺跡から学ぶまちづくり

1. 古代城柵・国指定史跡志波城跡の歴史的価値に思いを馳せ、愛護の心を持って志波城跡の整備・活用に取り組みます。
2. 志波城跡の歴史講演会や地域からの遺跡発掘調査報告会に参加研修して、志波城をはじめとする盛岡の歴史や文化財と触れ合い、理解をすることに努めます。
3. 志波城跡・志波城古代公園を貴重な地域の財産と位置づけ、観光及び志波城まつり・地域おこしの拠点として県内外に広く紹介し活用することに取り組みます。

○本宮地域誰もが住みよいまちづくり

1. 景観と観光資源の連携を図るため、中央公園や志波城跡に桜を植樹し、美しく魅力あふれる地域づくり、市民が愛着を持てる景観づくりに取り組みます。
2. 地球温暖化対策につながる資源集団回収の推進、容器包装の分別徹底など、ゴミ減量と資源再利用に努め、循環型社会の実現を目指します。
3. 自然環境保全の一環として、地域の公園や道路等の清掃美化に積極的に取り組みます。
4. 地域・家庭・学校・行政・子どもたちがそれぞれの役割を果たしながら連携する「本宮地域教育振興運動」の実践活動に対する支援に努めます。
5. 子どもたちのより良い学習環境づくりの支援に努めながら、地域の教育力を高めるために学校と連携して子どもたちの学力向上及び体力づくり向上に取り組みます。
6. 地域の町内会（自治会）や関係諸団体が、全体で子育てを支援しながら施設の運営充実に協力し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進します。
7. 向中野小学校の敷地内に児童クラブを設置する地域運動を起こし、放課後における児童の健全育成を支援します。
8. 盛岡南新都市開発構想の中にあった公共施設等の移転新設計画が、商業店舗中心の開発に変更されました。そのため、深夜営業や24時間営業の店舗が出店し、地域の風紀が乱れてきています。
この現実を直視し、地域として「少年保護育成のため、学校や公園周辺の風俗や24時間営業の規制強化を要望」する市民運動を進めます。
9. 盛岡南新都市開発事業の都市再生機構担当地域が収束する段階となりました。この事業の収束に向けた住環境等の促進を図るとともに、公共施行が行う道明地区土地区画整理事業についても可能な限りの早期完成を要望していきます。

○高齢者ふれあい支え合いのまちづくり

1. 高齢者の医療・介護につきましては、地域包括支援センターを軸とする地域ケア体制の整備に努め、安心して暮らせる地域の支え合いを促進します。
2. 盛岡市の医療機関との連携を取りながら、特に高齢者の医療サービスについて、いつでも受けられる体制を維持してまいります。
3. 障がい者医療につきましては、地域として個々に即した実態把握に努め、自立した日常生活が出来るよう支援してまいります。
4. 町内会（自治会）では、住民がお互いふれあい交流する「ふれあいサロン」を設立し、地域活性化事業を計画的に推進します。
5. 地域において、誰もが生きがいをもって安心して暮らせるよう、行政や社会福祉協議会と協働するとともに、地域隣人が広く市内各種事業に参加する地域福祉コミュニティづくりを推進します。
6. 地域町内会（自治会）活動の見直しを行い、地域のだれもが参加できる親子行事、お祭り、文化祭、芸能発表会、敬老会、小旅行などを企画推進し、住民が交流する機会を増やします。
7. 地域住民の生きがいづくりや健康増進を図るため、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」の実現を目指して取り組みます。
8. 盛岡市体育協会や盛岡市スポーツ推進委員会と連携し、各種スポーツ教室を開催します。
9. 地域の小学校、中学校、高等学校及び伝承芸能諸団体と連携を図りながら、文化や伝承芸能を鑑賞したり発表したりする多様な機会を設けます。
10. 本宮地区町内会連絡協議会や地域協働のまちづくりを「住民が主役で進める」ためには、まちづくりの中心となる多様な人材が必要であります。そのため、24年度から1カ年計画で、住民を対象にした「まちづくり講座」を企画します。それぞれの町内会をはじめ各団体からの推薦により、進めていきます。

○みんなで創る防犯・安全・防災のまちづくり

1. 東日本大震災の教訓を生かし、地域の防災力を強化するため、すべての町内会（自治会）に自主防災隊を結成する取り組みを行います。
2. 災害の発生に備えるため、常日頃から自主防災隊、消防団、消防後援会と連携しながら、要援護者参加のもとに防災訓練を実施します。
3. 防災訓練を計画的に実施しながら、自主防災隊の指揮行動のもと、すべての住民が迅速かつ的確に対応し安全に避難できる体制づくりに努めます。
4. 災害の種類に応じた避難場所、避難経路、地区内の防火用水、災害用器具の備え付け等が分かる地図を作成し、その周知徹底を図ります。
5. 県や盛岡市の防災計画との整合性を図りながら、本宮地域の防災計画、マニュアルを作成します。また、防災計画に合わせて防災機材の整備に努めます。
6. 本宮地域における交通事故が依然として多発しています。この現状をお互いに憂慮すべき事態であると考え、「交通事故ゼロ運動」に取り組まなければならない

- りません。それぞれの町内会（自治会）ごとに交通安全の意識の高揚とルールの徹底を期す講習会を実施します。
7. 自動車や自転車の安全運転を呼び掛けるとともに、子供と高齢者を対象とした交通安全教室を開設します。
 8. 登下校時の子どもたちの安全を守るパトロール隊をすべての町内会で組織します。そのうえ、学校との連携を図って、計画的に安全パトロールを実施するとともにネットワークづくりに取り組みます。
 9. 安全で安心な本宮地域を実現するため、盛南地域安全協会、交通安全協会本宮分会を中心とする防犯・安全活動を支援するなど、地域・警察・安全団体が一体となって取り組みます。

（４）重点施策の進め方

1. この重点施策は、ワークショップや住民の意識調査をもとにフレームとしてまとめたものであります。
2. この重点施策をもとに、推進委員による事業企画部会で
 - ①本宮地域まちづくりの事業名を検討します。
 - ②その事業名ですすめる具体的な活動内容を定めます。
 - ③この具体的な活動を実施する事業主体をとらえます。
 - ④この事業を実施する時期、実施期間を考えます。
3. 今回作成した『5. 事業計画』は、主に平成24年度に事業展開するものです。今後、各事業を展開するなかで、協働協議会だけで事業展開を図るのではなく、本宮地域住民すべてが関わるという意識をもつていただくように企画推進していきます。

5 事業計画

<活動テーマ①> 「防犯・安全・防災のまちづくり」

事業・活動の名称と内容	実施時期			役割分担	
	既に取り組んでいる	すぐにやりたい	将来やりたい	地域	行政
ア 防災ネットワークの構築					
自主防災隊の結成(機能する防災隊)		○		○	
災害防災本部の設置 (本宮地区、福祉推進会)		○		○	
イ 防災マップの作成					
避難場所の確認 (町内会ごとに一次避難場所)		○		○	
防災マップの作成	○			○	
ウ 避難経路の確立					
町内会ごとに一時避難場所の確認		○		○	
市避難場所の確認	○			○	
エ 本宮地域防災マニュアルの作成					
地域防災マニュアルの作成と徹底 (水、食料、毛布、薬品、簡易トイレ、暖房器具等)			○	○	○
情報経路の確立			○	○	○
オ 防災訓練					
防災に関する教育研修会の実施⇒全体で		○		○	○
防災訓練の実施(具体的に・リアルに!)⇒各町内会で		○		○	○
本宮地区で予想される災害の検討		○		○	○
カ 防犯と交通安全					
こども見守り活動防犯体制(ネットワーク)の確立		○		○	○
交通事故防止総合安全対策の実施		○		○	○

＜活動テーマ②＞ 「本宮地域誰もが住みよいまちづくり」

事業・活動の名称と内容	実施時期			役割分担	
	既に取り組んでいる	すぐにやりたい	将来やりたい	地域	行政
ア 本宮と桜(桜の名所に)					
桜の植樹祭		○		○	○
お花見			○	○	
イ 中央公園でふれあい					○
さんさ踊り		○		○	
収穫祭		○		○	
芸能発表会		○		○	
フリーマーケット		○		○	
ウ 地域公民館の建設		○			○
エ 人材登録					
定年退職者への呼びかけ		○		○	
若年、子育て世代の研修会(懇談会)		○		○	
地域まちづくり講座				○	○
オ 地域住民との交流					
ふれあいサロン結成	○			○	○
子ども中心の親子行事	○			○	
高齢者向けの小旅行	○			○	
お祭り、スポーツ大会		○		○	○

資料(防災)

避難場所の区分

- 1 指定避難場所：災害発生時に住民が一時的に避難する場合の学校の校庭等（建物ではなく広場）
- 2 広域避難場所：災害の拡大によりさらに避難を必要とする場合の大規模な空き地等（建物ではなく広場）
- 3 収容避難場所：被災者を収容する場合の学校の体育館、地区活動センター等（建物に入っ
てよい所）

区分	名称	所在地	有効面積 (㎡)	収容可能 人員(人)	電話
1, 2	盛南公園 (広域避難場所)	本宮一丁目 19 番	20,000	10,000	651-4111
1, 3	本宮小学校	本宮二丁目 25 番 1 号	11,190	5,595	636-0249
1, 3	大宮中学校	本宮字大宮 5 番地 1	21,090	10,545	636-3927
1, 2	盛岡商業高等学校 (広域避難場所)	本宮二丁目 35 番 1 号	41,000	20,500	636-1026
1, 2	中央公園 (広域避難場所)	本宮字蛇屋敷 7 番地 1	65,000	32,500	651-4111
3	本宮地区活動センター	本宮四丁目 38 番 26 号	443	147	636-3546

洪水時の避難場所

アイスアリーナ	本宮 5 丁目 4-1	6,437	3,901	658-1212
総合プール	本宮 5 丁目 3-1			
本宮地区活動センター	本宮四丁目 38 番 26 号	1,044	632	636-3546
大宮中学校	本宮字大宮 5 番地 1	4,956	3,003	636-3927
盛岡スコーレ高等学校	向中野 5 丁目 5-1	2,461	1,491	636-0827
岩手県工業技術センター	飯岡新田 3-35-2	1,071	649	635-1115

災害時要援護者収容避難場所

本宮児童センター・ 本宮老人福祉センター	本宮四丁目 38 番 26 号	352	117	635-4595
【予定】大宮中学校	本宮字大宮 5 番地 1			636-3927

応急仮設住宅の建設候補地

名称	所在地	有効面積 (㎡)		
本宮小学校	本宮二丁目 25 番 1 号	11,190		636-0249
大宮中学校	本宮字大宮 5 番地 1	21,090		636-3927

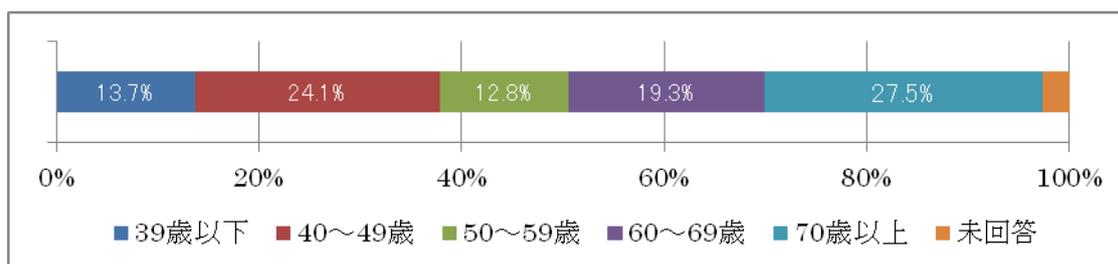
* 玄関に避難した印としてタオルなどを下げる

資料 2

地域づくりに関するアンケート調査の結果

より良い地域づくりを進めるために、地域の皆さんがご自分の地域に対してどのような認識を持っているのかをお聞きしたアンケートの調査結果は、次のとおりです。なお、各町内会に配布した総数は1,025枚で、回答していただいたのは721枚、回答率は70.3%でした。

図1 回答者の年齢



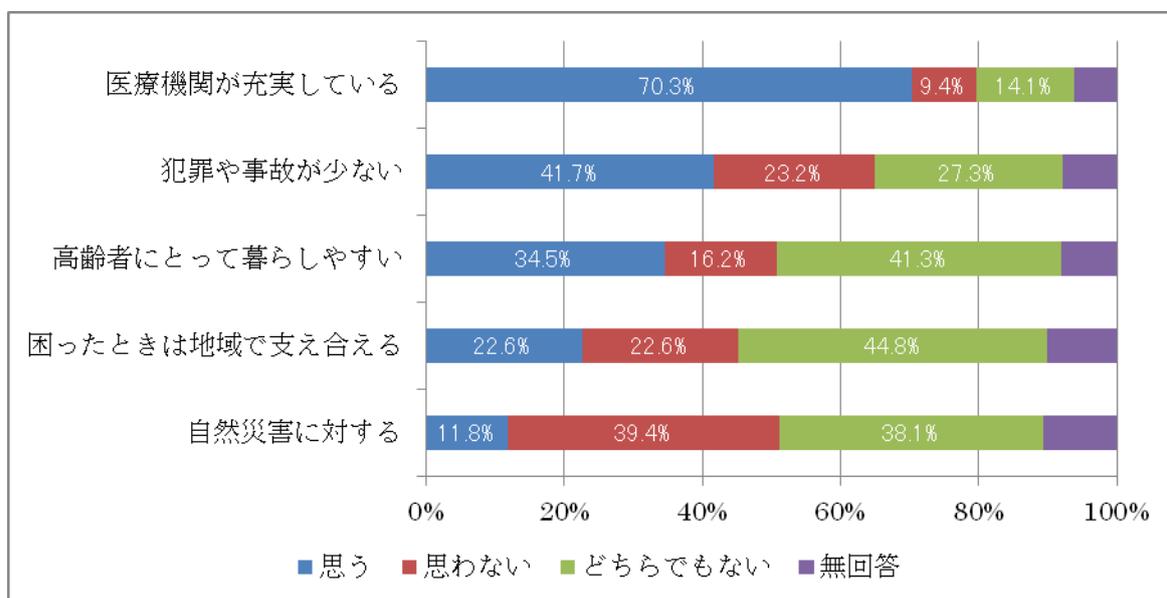
地域の中で大事にしたいことについては、表1に示すとおり、「犯罪や事故が少ない」、「高齢者にとって暮らしやすい」、「医療機関が充実している」、「自然災害に対する備えがある」、「困ったときは地域で支えあえる」の順となっています。

表1 地域において大事にしたいこと

No.	内容	選択割合
1	犯罪や事故が少ない	33.7%
2	高齢者にとって暮らしやすい	28.0%
3	医療機関が充実している	24.4%
4	自然災害に対する備えがある	23.0%
5	困ったときは地域で支えあえる	22.3%

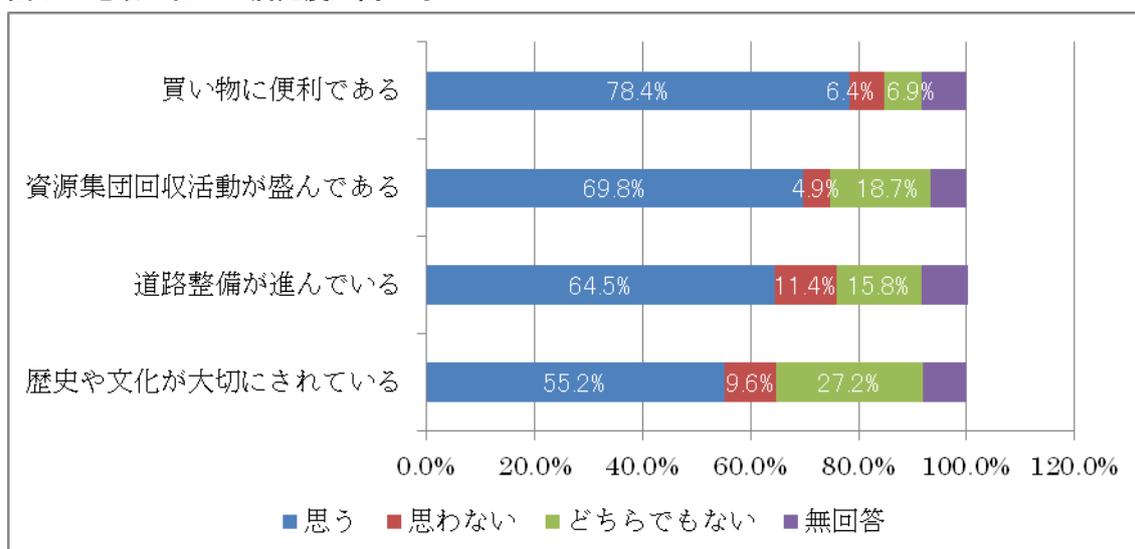
地域において大事にしたいことに対する意識は、図2に示すとおり、「医療機関が充実している」と「犯罪や事故が少ない」については、肯定的と評価する割合が高かった。その一方で、「自然災害に対する備えがある」と「困ったときは地域で支えあえる」については、肯定的と評価する割合が低くなっており、これらに対する取組を強化する必要があると考えられます。

図2 地域において大事にしたいことに対する意識



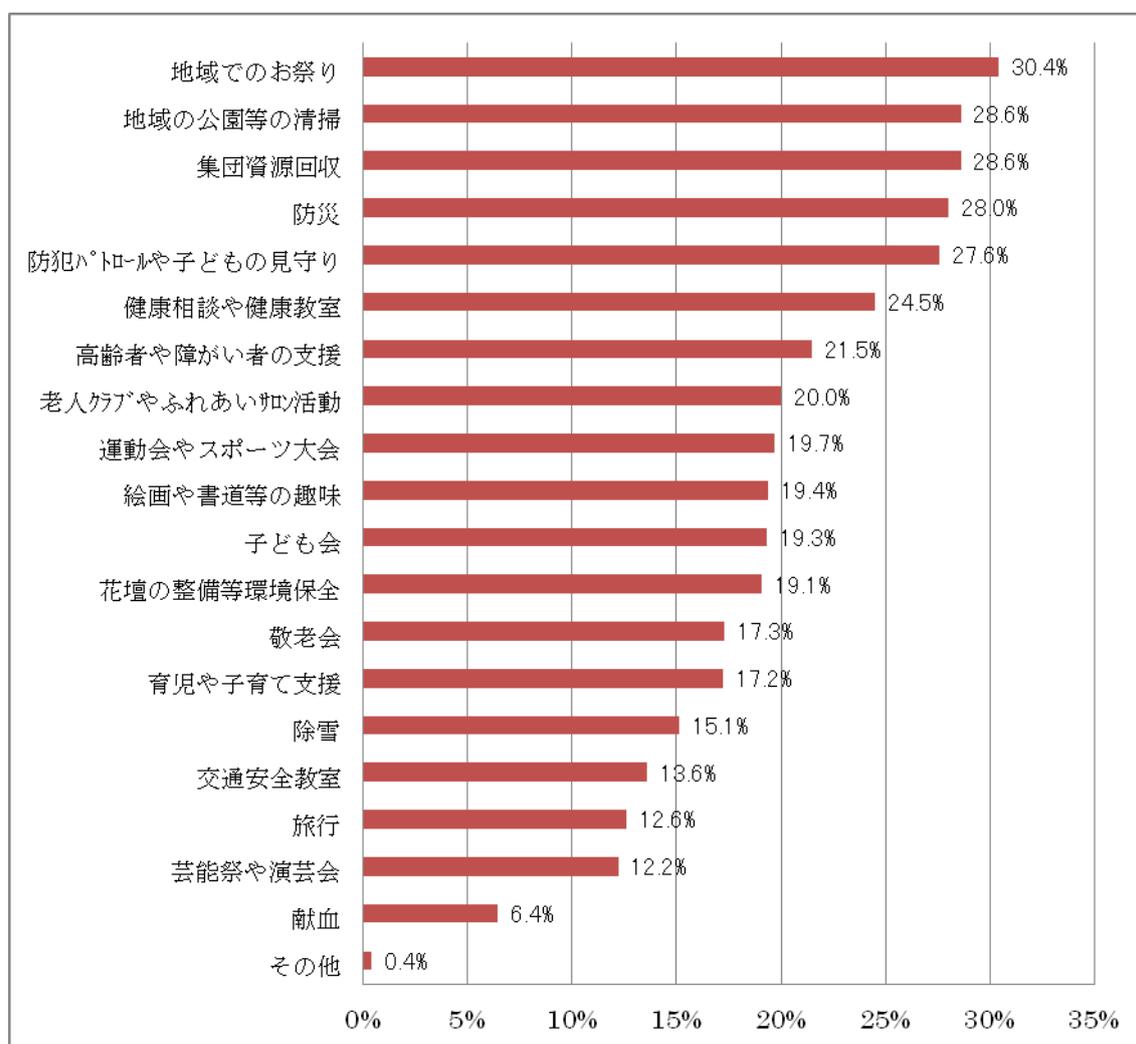
このほか、肯定的と評価する割合が高かったものとしては、「医療機関が充実している」と評価したほか、図3に示すとおり「買い物に便利である」、「資源集団回収活動が盛んである」、「道路整備が進んでいる」、「歴史や文化が大切にされている」となっており、この分野での満足は高いと考えられます。

図3 地域において満足度が高いもの



今後、どのような地域の活動に参加したいかについては、図4に示すとおり「地域でのお祭り」、「地域の公園等の清掃に関すること」、「集団資源回収」、「防災に関すること」の順になっています。

図4 どのような活動に参加したいか



経過報告

本宮地域協働協議会

22. 5. 29	「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」市民説明会出席（勤労福祉会館）
22. 9. 9	地域と行政と一緒に進めるまちづくりに関する意見交換会 （本宮地区活動センター・各町内会長出席）
23. 4. 30	本宮地区町内会連絡協議会総会開催 ＊基本方針・地域の将来像を明確にしながら「盛岡市地域協働推進」に参加し、地域課題の解決に取り組みます。承認
23. 6. 30	平成23年度地域協働モデル地区募集説明会出席（西部公民館）
23. 7. 20	本宮地区町内会連絡協議会会長会議開催 ＊地域協働モデル地区応募申請書の説明
23. 7. 20	地域協働モデル地区応募申請書提出
23. 8. 18	「まちづくり懇談会」の席上、地域協働推進事務局から説明（本宮地区活動センター）
23. 9. 12	本宮地区町内会連絡協議会会長会議（本宮地区活動センター）
23. 9. 16	「盛岡市地域協働推進計画」参加について（お願い）文書を関係団体に発信 （本宮地区会長発信）
23. 9. 22	本宮地域から申請していた「盛岡市地域協働モデル地区決定通知」をいただく
23. 10. 12	本宮地域に回覧「号外・地域協働」発信
23. 10. 27	「盛岡市地域協働推進計画」本宮地域説明会開催（本宮地区活動センター） ＊参加依頼団体から多数ご参加
23. 10. 27	本宮地区町内会連絡協議会会長会議開催（本宮地区活動センター）
23. 11. 8	本宮地区町内会連絡協議会会長会議開催（本宮地区活動センター）
23. 11. 15	地域協働講座「先進地視察研修」（八戸市根岸地区、大館地区）
23. 11. 16	第1回本宮地区地域協働推進委員会開催（本宮地区活動センター） ＊本宮地域協働協議会規約 ＊同 組織作りについて ＊同 活動計画づくりについて
23. 11. 30	「本宮地域協働協議会」設立総会（本宮地区活動センター）
23. 9. 22～ 24. 1. 28	盛岡市地域協働講座7回開催 本宮地域から5名、盛岡市からの支援員2名参加 （プラザおでって、西部公民館）
23. 12. 12	第1回推進委員会 19:00～20:50 本活センター 36名参加 「盛岡市地域協働推進計画」（抜粋）の説明 本宮地域協働協議会「地域課題の発見」説明 ＊配布資料 上記2種のほか、役員名簿、初めての出席者に総会資料と概要版
23. 12. 14	推進委員に20日の案内発送（メール便と手配り）
23. 12. 17	事務局用・ワークショップ用資材購入
23. 12. 20	第1回ワークショップ 18:30～20:40 本宮地区活動センター 33名出席

	<p>【会長から】</p> <p>ワークショップの1回目から3回目を集約、絞り込んで4回目以降につなげる。</p> <p>事業企画部会、推進委員の中からも。事業企画部会で練り上げていく。</p> <p>5班に分かれ、ワークショップ</p> <p>① 本宮地区で問題、課題、困っていること</p> <p>② 本宮地区で実現したい目標、願い、挑戦したいこと</p> <p>③ 本宮地区のお宝、良いところ、自慢したいこと</p>
23. 12. 22	第1回ワークショップ各班のまとめを参加者に発送（メール便と手配り）
23. 12. 27	アンケート用資材購入
23. 12. 28	アンケート作成、町内会長へ依頼
24. 1. 10	町内会長に対し、ワークショップ参加依頼（文書配布）
24. 1. 13	ワークショップ準備のため、文房具等の購入
24. 1. 17	第2回ワークショップ資料作成
24. 1. 18	第2回ワークショップ 40名参加 3つの視点で5班に分かれ作業
24. 1. 19	第2回ワークショップ整理、印刷
24. 1. 20	第2回ワークショップ参加者にまとめ発送（メール便と手配り）
24. 1. 20	第3回ワークショップ 36名参加 3つの視点で5班に分かれ作業
24. 1. 21	本宮地区新年交賀会（向中野公民館）
24. 1. 22	第3回ワークショップ整理
24. 1. 23	第3回ワークショップ参加者にまとめ発送（メール便と手配り）
24. 1. 23	アンケート回収始まる 随時整理～
24. 1. 24	推進委員会 36名参加 5班に分かれ、マトリックス表に7つの柱と3つの視点に整理
24. 1. 28	地域協働講座最終回（プラザおでつて）副会長が班代表で発表、事務局長が「意見交換会」で登壇・発表
24. 1. 29	アンケートまとめ
24. 2. 2	盛岡市・協働事務局打ち合わせ（4回目以降との持ち方とアンケート集約）
24. 2. 3	ワークショップ参加者に4回目以降の案内、3回分のまとめ資料を印刷・送付
24. 2. 4	アンケートまとめ
24. 2. 5	アンケートまとめ
24. 2. 6	アンケートまとめ
24. 2. 7	第4回、5回ワークショップ資料作り・印刷
24. 2. 9	第4回ワークショップ（本宮地区活動センター18:30～21:00）39名参加
24. 2. 14	第5回ワークショップ（本宮地区活動センター10:00～12:00）10名参加
24. 2. 16	ワークショップまとめ、事業企画部会用資料作成
24. 2. 17	役員、事業企画部員に案内・資料送付、配達
24. 2. 24	事業企画部会1回目（本宮地区活動センター18:30～21:00）21人出席（*8人）
24. 3. 9	事業企画部会2回目（本宮地区活動センター18:30～20:00）13人出席

24.3.11	臨時総会案内作成
24.3.12	臨時総会案内発送
24.3.13	事業計画書作成作業
24.3.16~7	事業計画書作成作業
24.3.18~19	事業計画書修正作業、臨時総会用資料印刷
24.3.26	打ち合わせ
24.3.27	<p>臨時総会（出席34、委任状11）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来賓として盛岡市地域協働推進事務局の局長・ご挨拶 ・事業計画書の承認 <p>会長が議長となり、議案説明・進行</p> <p>盛岡市地域協働推進事務局長から</p> <p>24年度に「実施計画」を、それに対して「元気まちづくり補助金」</p> <p>20時、岩手県沖を震源とする震度5弱の地震発生、間もなく終了</p>
24.3.28	<p>事業計画書の一部修正（会長より指示）</p> <p>臨時総会欠席者に資料送付</p>

本宮地域協働協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、本宮地域協働協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、本宮地域の歴史と文化を継承し、豊かな自然と新市街地の調和を図りながら、魅力ある「安全安心と活力あるまち本宮、だれもが暮らしやすいまち本宮」を目指し、地域住民と関係団体等との連携のもと、地域協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関する事業の計画及び事業の実施
- (2) その他目的達成に必要と認めた事業

(組織)

第4条 協議会は、本宮地域内の町内会・自治会並びに各種団体及び企業等のうち協議会の趣旨に賛同するもの（以下「会員」という。）で組織する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 推進委員 若干名
- (6) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、事務局長、事務局次長及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 推進委員は、総会において各会員から推薦された者1名及び会長が必要と認め推薦した者から選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局長は、総会の決議に基づき会務を執行、処理する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 推進委員は、必要な会務を処理する。

6 監事は、協議会の会計及び業務の執行状況を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは補充する。補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が総会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応ずるものとする。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、議長となる。

2 総会は、各年度1回以上開催し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事
- (3) 事業実績及び収支決算に関する事
- (4) 会費の賦課徴収に関する事
- (5) 役員を選任に関する事
- (6) その他会長が必要と認める事

3 総会は、会員の過半数(委任状を含む。)の出席をもって成立する。

4 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

5 議長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進委員会)

第11条 協議会に推進委員会を置き、役員をもって構成する。

2 推進委員会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

3 推進委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事
- (2) 協議会の運営と業務の執行に関する事
- (3) 各部会の事業遂行の連絡調整に関する事
- (4) その他会長が必要と認める事

4 推進委員会は、役員過半数の出席をもって成立する。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

6 議長は、必要があると認めるときは、役員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第12条 協議会に事業を効率的に実施するため、次に掲げる部会を置く。

- (1) 事業企画部会
- (2) その他会長が必要と認めた部会

2 各部会は、会員が推薦する者及び会長が必要と認めた者をもって構成する。

3 各部会に、推進委員の中から会長が指名して、部会長1名、副部会長1名を置く。

4 各部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 各部会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、盛岡市立本宮地区活動センター（盛岡市本宮四丁目38番26号）内に事務局を置く。

2 事務局の庶務について必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、会費、負担金、補助金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1 この規約は、平成23年11月30日から実施する。

2 平成25年3月31日までに選任される役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

3 平成23年度の会計年度は、第14条第2項の規定にかかわらず、平成23年11月30日から平成24年3月31日までとする。